

第1回 伊予市総合計画策定審議会 会議録

日 時：平成22年11月17日（水） 15：00～17：00

場 所：第1委員会室

出席者：玉井委員 日山委員 矢野委員 泉委員 大本委員 亀井委員 古川委員 宮岡委員
田村委員 武市委員
中村市長
事務局（長尾 窪田 向井）

1 開会

2 委嘱状及び辞令交付

3 市長挨拶

4 委員紹介

5 議事

(1) 会長選出

互選により亀井委員に決定した。

(2) 副会長選出

互選により玉井委員に決定した。

(3) 説明事項

伊予市総合計画策定審議会について

- ・伊予市総合計画策定審議会は、本市の基本構想及びこれに基づく基本計画（総合計画）の策定並びにその推進に係る重要な事項に関し、調査審議するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する。
- ・任務としては、伊予市総合計画策定審議会条例第2条の規定されているもののうち、特に第3号の行政改革に関することとし、第2次伊予市行政改革大綱の策定について審議を行う。
- ・委員の任期については、伊予市総合計画策定審議会条例第4条に規定されているとおり、平成22年11月17日から平成24年3月31日までとする。

伊予市行政改革大綱について

- ・平成18年に伊予市総合計画が策定され、基本目標の一つとして行財政改革が掲げられた。それを具体化するために、「市役所を変えるとともに、わかりやすい市役所づくり」「地域の自立と協働の社会づくり」を基本目標とし、その具体的な取組方針として平成18年に伊予市行政改革大綱が策定された。

・「市役所を変えるとともに、わかりやすい市役所づくり」「地域の自立と協働の社会づくり」を基本目標とし、次の４つの基本的視点から行政改革に取り組むこととし、それぞれに具体策を盛り込んでいる。

< 基本的視点 >

協働・・・情報公開による開かれた市政運営と住民参画による地域自立の推進

経営・・・健全で効果的・効率的な行財政システムづくり

組織・・・市民ニーズに即納できる業務体制の整備と電子市役所の構築

育成・・・職員の意識改革と能力向上、主体的な創意工夫を重視した士気の高揚

・行政改革大綱を基に、それぞれの具体策についての目標値を明確にした伊予市行政改革実施計画を策定し、実施スケジュールを含めた目標に対する達成度の評価を行い、行政改革の進捗状況を管理している。

今後の審議日程について

・本日から１月下旬までに５回の審議会を開催し、第２次伊予市行政改革大綱（案）を策定していただく。その後、意見公募を行い、それらの意見を踏まえて第２次伊予市行政改革大綱を策定し、平成２３年４月１日より適用を開始する。

（会長）

説明についての質問はないか。

（委員）

大綱の策定には議会の議決は必要ないのか。

（事務局）

市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るために策定する基本構想については、地方自治法で議会の議決を求められているが、大綱はそれを基にした個別具体的な計画であるため、議会の議決は必要としない。

（会長）

大綱の進捗状況についての判断は、どこが行っているのか。

（事務局）

事務局が各課からの報告をとりまとめ、伊予市行政改革推進本部に諮り、最終的な判断を行っている。

（委員）

計画体系について少し疑問がある。

到達状況を見ると、実施済や成果有の数が多ければ改革が進んでいるかのように見えるが、数値だけでは改革の本質が見極められない。

総合的に判断する必要があるのではないか。

（会長）

総合計画や行政改革大綱の進捗管理をするための外部機関はないのか。

(事務局)

外部機関は設置されていない。

(委員)

議会がチェック機能を果たす役目もあると思うが、議会等で取り上げられたことはあるのか。

(事務局)

大綱自体を問われることはなかったが、個々の行財政改革の取り組みについては取り上げられたことがある。例えば、職員数の削減や人件費の削減などがあった。

(会長)

これから勉強して新たな大綱を策定するとなると、スケジュール的に厳しい面もある。

(委員)

まだ何を議論するかが見えてこないなので、次に何を議論すればいいのかを事前に示してもらえると助かる。

(会長)

まず、実施期間について、第1次の大綱と同じ5年間とするか、総合計画の期間終了と合わせた4年間とするかを決めたいと思う。

(委員)

流れに沿って策定されているので、あえて時期を合わせるという視点でなくてもいいと思う。

(事務局)

大綱の期間を5年間とした場合、最終年に新しい総合計画が策定されると、それとの整合性が取れなくなることも想定できるが、大綱はローリング方式を採用し常に修正・見直しを行うため、対応は可能である。

(会長)

今は、様々な意見があるため、最初に決定せず、協議の経過をみながら決めることとする。

(委員)

資料の数値だけでは現実に行政改革が進んでいるのかどうか分からない部分がある。どういう視点で見れば良いか、委員の皆さんの意見もお聞かせ願いたい。

(事務局)

第2回目の審議会にて、現状と課題について認識を深めていただこうと考えている。

また、大綱に掲げた目標を達成するためには具体的に何をすればいいか、市民感覚でもって、現行の大綱で達成できていないもの、または新たに加えるべきものをご提案いただきたい。

(委員)

大綱に提示の基本的視点については、委員の皆さんが考える行政改革の視点を持ち寄り、すり合わせを行って決定するのも一つの方法ではないか。

(委員)

資料にじっくり目を通して、次回にその意見を述べさせていただこうと思う。

(会長)

今日の段階では、全ての内容を理解しきれていないため議論にならないだろう。次回以降に深めていきたい。また、改正方法については、一部改正にするか全部改正にするか、議論を進める中で決定したい。

(事務局)

伊予市の行政改革がどの方向へ向かっていくのかが決まれば、それを達成するための具体的な取り組みが見えてくる。次回の会議には、そのご提案をいただきたい。

(会長)

資料などを参考にして、次回は、行政改革大綱の基本的視点についての意見を持ち寄っていただくこととする。

(4) 次回の審議日程

- ・次回、第2回審議会は、平成22年12月7日(火)15:00から開催する。
- ・第3回審議会は、平成22年12月21日(火)18:30から開催する。

(5) その他

伊予市自治基本条例において、審議会の会議及び会議録は原則公開することとなっている。また、伊予市審議会等の委員の公募並びに会議及び会議録の公開に関する規則により、会議開催の事前公表、会議録の作成、公開等が定められている。

それに沿って、公開の手続きを行うことを了承いただきたい。

6 閉会

(17:00終了)